

# 茂原市地域包括支援センター業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定により本業務受託事業者（以下「受託者」とする。）が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 地域包括支援センターで実施する業務

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号介護予防支援事業（法115条の45第1項第1号ニ）
- (2) 包括的支援事業
  - ① 総合相談支援業務（法115条の45第2項第1号）
  - ② 権利擁護業務（法115条の45第2項第2号）
  - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法115条の45第2項第3号）
- (3) 指定介護予防支援業務（法第115条の22）
- (4) その他の業務

## 2 業務の実施方針

業務を遂行するにあたっては、法第115条の47に基づき、茂原市（以下「市」とする。）が策定した「茂原市地域包括支援センター事業実施方針」（別紙参照）を業務推進の指針とする。

## 3 業務地域

本業務を行う地域は茂原市日常生活圏域中央地区（以下「業務地域」とする。）とする。

## 4 施設の名称

本業務を行う拠点となる施設の名称は茂原市ちゅうおう地域包括支援センターとする。

## 5 施設の設置場所

受託者は受託した業務地域内に事務室及び相談室等で構成される地域包括支援センターを設置すること。

## 6 施設の設備

- (1) 地域包括支援センターを設置する予定である建物及び不動産については、建築基

準法やその他の法令等を遵守していること。

- (2) 地域包括支援センターには事務室と相談室を設置すること。
- (3) 事務室は受付及び簡易な相談に対応できるような、受付カウンターを設置すること。事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、地域包括支援センターで専用利用できるパーソナルコンピューター、電話、プリンター、ファクシミリを設置すること。また、併設のサービス提供事業部門がある場合は地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。
- (4) 相談室は、相談者のプライバシーが確保されるような構造とすること。
- (5) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、地域包括支援センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (6) 地域包括支援センターには看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。
- (7) 地域包括支援センターの職員が専用に利用できる自動車を1台以上配備すること。
- (8) 専用の駐車スペースを確保し、車での来訪者にも十分な配慮をすること。
- (9) 地域包括支援センターへの来訪者に配慮し、事務所の所在地がわかるように配慮した案内板を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (10) 地域包括支援センターは、高齢者に配慮した設備を有すること。
- (11) 前10号に定める設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が負担すること。なお、自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても市は一切関与しないものとする。

## 7 業務対応時間

施設の業務日及び業務時間は次のとおりとする。

- (1) 業務日  
月曜日から金曜日（土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
- (2) 窓口開設時間  
午前8時30分から午後5時15分  
開設時間中は、常時相談等に対応できるよう、必要な勤務体制を組むこと  
なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の要請がある場合は、対応が可能となるように調整をすること。
- (3) 緊急時対応  
上記(1)(2)の規定に関わらず、常時年間を通して、緊急時には対応が取れるような体制を構築すること。

## 8 人員体制

人員体制は次の(1)、(2)、(3)の資格を有する専従の職員を各1名以上配置す

ること。また、その中の1名を管理者とし、管理者を含む4名以上の職員を常勤とすること。

(1) 保健師またはこれに準ずる者

- ① 保健師
- ② 地域ケア・地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師  
ただし、看護師には准看護師は含まないものとする。

(2) 社会福祉士またはこれに準ずる者

- ① 社会福祉士
- ② 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者  
ただし、将来的に社会福祉士の配置を行うこと

(3) 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者

- ① 主任介護支援専門員
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者  
ただし、将来的に主任介護支援専門員の配置を行うこと

## 9 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては一般財団法人長寿社会開発センター作成「地域包括支援センター運営マニュアル」を遵守して実施すること。なお、「地域包括支援センター運営マニュアル」が改正された場合は、最新のものを優先すること。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

なお、第1号介護予防支援事業の実施については、以下の点に留意すること。

- ・障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。
- ・利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。
- ・介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。
- ・サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。
- ・訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

## (2) 包括的支援事業

### ① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

#### ア 総合相談業務

- ・高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関と連携し、総合的に対応するとともに指導及び助言を行うこと。
- ・地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。
- ・高齢者、家族、近隣住民、地域高齢者の相談協力員である民生委員児童委員等地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行うこと。
- ・専門的・継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで個別支援計画を作成し、適切なサービスや制度へのつなぎと継続的なフォローを行うこと。
- ・地域の要配慮者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行（市等への申請書の提出）等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの利用調整を行うこと。また定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認し、評価すること。

#### イ 地域におけるネットワーク構築業務

支援を必要とする高齢者等を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りが行えるよう、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

地域に必要な社会資源がない場合は、その発掘に努め、さまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。

「地域ケア会議」を積極的に活用し、問題解決にあたる体制整備を進め、地域の特性に応じたネットワークを構築していくこと。

#### ウ 実態把握業務

適切な総合相談業務の遂行のため、地域におけるネットワークを活用するほか、高齢者への個別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を効率的・効果的に行うこと。

#### ② 権利擁護業務（法第115条の4第2項第2号）

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から以下の支援を行うこと。

#### ア 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見制度の普及啓発
- ・成年後見制度の利用に関する判断
- ・成年後見制度の利用が必要な場合の申し立てに関する支援及び市との連携
- ・診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- ・成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
- ・その他成年後見制度の活用、促進に関すること

#### イ 老人福祉施設等への措置の支援

- ・老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
- ・成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
- ・その他措置に伴う支援

#### ウ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第17条に規定する事務の委託により、次の業務を行う。

- (ア) 高齢者虐待防止法第6条の規定による相談、指導及び助言
- (イ) 高齢者虐待防止法第7条第1項若しくは第2項の規定による通報
- (ウ) 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による届出の受理
- (エ) 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置
- (オ) 高齢者虐待防止法第14条の規定による養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、「茂原市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、適切な対応をとること。

エ 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、市と相互に連携し、ネットワークの活用等により対応を検討するなど、必要な支援を行う。

オ 消費者被害の防止

- ・訪問による相談や情報収集
- ・消費生活センターとの連携
- ・その他消費者被害の防止のために必要な支援

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう、以下のとおり主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行うこと。

ア 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

- ・関係機関との連携体制構築への取り組み
- ・支援に関する会議開催の調整
- ・入院・退院、入所・退所時の連携

イ 介護支援専門員に対する個別支援

- ・相談窓口の設置
- ・支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
- ・個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
- ・ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導
- ・介護支援専門員に対する情報支援
- ・その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

(3) 指定介護予防支援業務（法第115条の22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防支援サービス計画を作成するとともに、当該介護予防支援サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

受託者は本市から指定介護予防支援事業所の指定を受け、「茂原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年茂原市条例

第2号)を遵守し、事業を実施すること。

① 予防給付に関するケアマネジメント業務

- ア 利用申込の受付
- イ 契約締結
- ウ アセスメント
- エ 介護予防支援サービス計画原案の作成
- オ サービス担当者会議の開催
- カ 介護予防支援サービス計画書の交付
- キ モニタリング
- ク 評価、計画書の見直し
- ケ 給付管理、介護報酬の請求

② 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当上限数

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当件数は他の業務に支障をきたさない範囲内とする。

(4) その他の業務

① 地域支援事業の任意事業（法第115条の4第3項）のうち

家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的・精神的な負担を軽減するため、介護者の健康相談などを実施し、支援していくこと。

② 厚生労働省が定める事業（法第115条の4第1項）のうち

介護予防普及啓発事業

広く地域の一般高齢者や組織活動グループ等に介護予防の普及啓発活動を行うとともに、高齢者の虐待防止や認知症ケア等に関する普及活動も併せて行っていくことにより、地域に身近な相談拠点としての役割を充実させること。

③ 指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 公正・中立性を確保する観点から、委託について地域包括支援センター運営協議会の議を経る必要があること。

イ 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防支援サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。

ウ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。

エ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防支援サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

オ 委託料については、介護予防支援サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること

カ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

キ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること。

#### ④ 第1号介護予防支援事業の委託について

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされているが、委託に当たっては、③に掲げるア～キを踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。

#### ⑤ その他

- ・市及び地域包括支援センター同士の連携に関する業務
- ・例月の報告に関する業務
- ・地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務
- ・適正な記録管理に関する業務
- ・年間事業計画等に関する業務

地域包括支援センターの業務に関し、年間事業計画を策定し市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。

- ・その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

#### 10 介護予防支援サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

介護予防支援サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費は、受託者の収入とする。



#### 11 実績報告

受託者は業務に係る実績を市の定める様式により業務実施月の翌月 15 日までに市に報告すること。

市は、報告書の受理後 15 日以内にその内容を審査するものとする。

#### 12 委託料の請求・支払

(1) 委託料の支払いは月払いとし、月割額は別紙のとおりとする。

(2) 受託者は前条の規定による審査に合格したときは、市に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

(3) 市は、前項による適正な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うこととする。

#### 13 法令等の遵守

受託者は地域包括支援センターを運営するにあたり、法及び関係法規を遵守すること。

#### 14 秘密の保持

受託者は、個人情報の取り扱いにつき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないように十分配慮すること。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

#### 15 公平・中立性

受託者は、地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

#### 16 協議事項

地域包括支援センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要に応じて両者が協議して定める。

#### 17 契約期間

令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までとする。